

## 判例研究

# ホロコースト否定論の 主張の禁止と表現の自由

—— 2003年6月24日の欧州人権裁判所ガロディ判決  
(Garaudy c. France 24 Juin 2003) ——

光 信 一 宏

### 1. 事実の概要

#### (1) ガロディ事件の概略

「変節者 (homme des conversions)<sup>1)</sup>」と評されるロジェ・ガロディ (1913年生まれ) は1933年からフランス共産党員として活動していたが、70年に党を除名されるとプロテスタントからカトリックに改宗し、83年にはムスリムとなった。95年12月、ガロディは、シオニズム運動とイスラエルの内外の行動とを正当化する諸イデオロギーが事実と反する神話にすぎないことを論じた著書『イスラエルの政策を創設する諸神話 (Les mythes fondateurs de la politique israélienne)』を、雑誌『老いばれモグラ (La Vieille Taupe)』の定期購読者に非売品として頒布した (翌年の春に第2版を自費出版)<sup>2)</sup>。版元の老いばれモグラ社 (代表は極左のピエール・ギヨーム) はポール・ラシ

1) M. Prazan et A. Minard, Roger Garaudy Itinéraire d'une négation, Calmann-Lévy, 2007, p. 53.

2) 本書の原文はウェブ上で閲覧できる (<http://vho.org/aaargh/fran/fren/mythes/RGmythes1a.html#anchor682572>)。なお本書は世界数十カ国において翻訳出版されており、邦訳 (木村愛二訳『偽イスラエル政治神話』) がウェブ上で公開されている (<http://www/jca.apc.org/~altmedka/nise.html>)。

ニエヤロベール・フォリソンといったホロコースト否定論者（négationniste）たちの著作物を多数刊行しており、後述するように、本書にもホロコーストの事実を否定する言説が散見される。

このことから、96年の冬に本書の出版が一部のマス・メディアによって報じられると大きな波紋を呼び、同年2月から7月にかけて、元レジスタンス運動家の団体や人権擁護団体などがそれぞれ、「出版の自由に関する1881年7月29日の法律」（以下、出版自由法という）24条6項（人種の憎悪教唆罪）、24条の2（ホロコーストの存在に対する異議申立て罪<sup>3)</sup>）、および32条2項（人種に対する名誉棄損罪）違反を理由に付帯私訴を伴う告訴を提起し、また、パリ大審裁判所の検事正が予審の開始を請求する事態となった<sup>4)</sup>。関連規定の邦訳<sup>5)</sup>と各事案の概略を以下に記す。

[出版自由法の関連規定]

・24条6項（人種の憎悪教唆罪）

「23条に規定される手段<sup>6)</sup>の一つによって、出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由とする個人あるいは集団に対する差別、憎悪、暴力を教唆する者は、1年の拘禁および4万5,000ユーロの罰金、あるいはそのいずれか一方のみの刑に処せられる。」

・24条の2（ホロコーストの存在に対する異議申立て罪）

「23条に規定された手段の一つによって、1945年8月8日ロンドン協定付則国際軍事法廷規約6条に定められた人道に反する一ないし数個の犯罪<sup>7)</sup>の存在に異

3) 厳密にいうと、「ナチスによる反人道的犯罪の存在に対する異議申立て罪」であるが、本稿では問題の所在を明らかにするため、「ホロコーストの存在に対する異議申立て罪」と呼ぶことにする。

4) レジスタンスの元闘士で「フランス国民の良心」といわれたピエール神父が書簡の中でガロディを支持したところ、世論の激しい非難を受け支持を撤回するという事件も起きている（藤村信「ピエール神父の孤独（上）、（下）」『世界』1996年9月号83頁以下、同10月号160頁以下を参照）。

5) 邦訳は、原則として大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999年）231頁以下に従ったが、罰金額は2007年3月現在のものに改めた。

6) 23条に規定された手段とは、「公共の場所あるいは集会において行われた演説、訴えもしくは威嚇によって、または、公共の場所あるいは集会において販売されあるいは陳列された販売あるいは頒布用の著作物、印刷物、図画、版画、絵画、徽章、映像その他著作、言語あるいは映像の媒体となるあらゆるものによって、または、公衆の面前に貼り出された貼り紙その他の掲示物（略）、すべての視聴覚コミュニケーション手段」である。

議を唱える者は、それが当該規約9条の適用によって有罪と宣告された団体の構成員によってなされた場合であれ、または、フランスの国内法廷もしくは国際法廷によって当該規約6条に定められた犯罪につき有罪を宣告された者によってなされた場合であれ、いずれの場合にあっても24条6項に規定される刑に処せられる。

裁判所は、それ以外にも次のことを命ずることができる。

1. 刑法典131-35条によって規定される条件の下での、宣告された判決の  
「掲示あるいは公告」

・32条2項（人種に対する名誉毀損罪）

「同じ手段（23条に規定された手段の一つ——筆者）による、出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由とする個人あるいは集団に対する名誉毀損は、1年の拘禁および4万5,000ユーロの罰金、あるいはそのいずれか一方のみの刑に処せられる。」

[各事案の概略]

・第1の事案

初版の第2部第2章「ニュルンベルク裁判の神話」と第3章「ホロコーストという神話」が出版自由法24条の2に違反するとして、レジスタンス被収容者団体国民連合（Union nationale des associations des déportés et internés de la résistance）およびレジスタンス被収容者団体国民連盟（Fédération nationale des déportés et internés de la résistance）がガロディおよびその共犯としてギヨームを告訴した。

・第2の事案

第2版の全12節が出版自由法24条の2に違反するとして、フランス被収容ユダヤ人子女協会（Association des fils et filles des déportés juifs de France）がガロ

---

7) 国際軍事法廷規約6条(c)は、「人道に反する犯罪」を次のように定義している（藤田久一『戦争犯罪とは何か』（岩波書店、1995年）109頁による）。「犯罪の行われた国の国内法に違反すると否とにかかわらず、本裁判所の管轄に属するいずれかの犯罪の遂行として、またはこれに関連して行われたところの、戦前または戦時中のすべての一般住民に対する殺人、せん滅、奴隷化、強制的移住その他の非人道的行為、もしくは政治的・人種的または宗教的理由にもとづく迫害。」なお、ナチスによる反人道的犯罪の犠牲者の中にはユダヤ人の他に、ロマ民族等が含まれることに留意すべきである。

ディを告訴した。

・第3の事案

第2版の全20節が出版自由法24条の2に違反するとして、検事正の請求にもとづき、パリ大審裁判所の判事が予審を開始した。

・第4の事案

第2版の数節が出版自由法32条2項に違反するとして、人種主義および反ユダヤ主義と闘う国際同盟 (Ligue internationale contre le racisme et l'antisémitisme) がガロディを告訴した。

・第5の事案

第2版の全4節が出版自由法24条6項と32条2項に違反するとして、人種主義と闘う民族間の友好のための運動 (Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples) がガロディを告訴した。

## (2) フランスの裁判所の判決

これら5つの事案は、97年3月7日に予審判事からパリ大審裁判所に移送され、同裁判所は手続きを併合せず個別に審理を行い、98年2月27日、一部の事案を除き<sup>8)</sup> ガロディに有罪判決を下した。これに対し同年12月16日、第二審のパリ控訴院はすべての事案について有罪を認定する<sup>9)</sup>。5つの執行猶予付き拘禁刑は一つに統合されたが、罰金額は合算され、17万フランス・フランとなった。また、付帯私訴を提起した団体に対する賠償額は22万21フランス・フランにのぼる。そして2000年9月12日、破毀院は原審を支持し、ガロディの申告をすべて棄却している<sup>10)</sup>。

ではガロディが有罪とされた詳しい理由は何であろうか。まずホロコーストの存在に対する異議申立て罪 (出版自由法24条の2) について見ると、第二審判決では問題となったパラグラフが逐一引用されているが、ここで立入るのは控えよう。ガロディの主張は要するに、(i)ユダヤ人問題の「最終解決」とはユダヤ人の絶滅でなく、

---

8) 第1事案 (24条の2違反の容疑) については、「23条に規定された手段の一つ」によって公表されたという立証がなされていないこと、第5事案 (24条6項違反の容疑) については、読者に対し差別・憎悪・暴力の勧告・奨励を行っていないとして、無罪としている。

9) 第1事案については、公衆が雑誌を定期購読できるから公表という要件を満たすとした。

10) 破毀院の5つの判決 (上告番号98-88200~98-88204) はウェブサイト (<http://www.legifrance.gouv.fr>) で検索・閲覧できる。

ヨーロッパ外への移送・追放を意味した、(ii)ユダヤ人犠牲者 600 万人という数字は誤りであり、彼らの死亡の原因は強制収容所における強制労働やチフスの流行などである、(iii)強制収容所に存在したのは火葬のための焼却炉であって、殺人用のガス室ではない、というものである。破毀院は有罪を認定するにあたり、ガロディの用いたレトリックに関連して二つの点を特記している（上告番号 98-88200, 98-88202, 98-88204 の判決）。一つは、ホロコーストの事実について「偽装形または疑惑形で (*sous forme déguisée ou dubitative*)、さらに遠回しに (*par voie d'insinuation*)」異論を唱える場合にも、犯罪が成立することである。もう一つは、歴史的真理の探究という抗弁が認められないことである。

次に、人種に対する名誉毀損罪（出版自由法 32 条 2 項）に問われた理由であるが、ガロディは、「フランスとアメリカ合衆国にいるイスラエル・シオニストのロビイスト」が「法律の上に身を置いて内外のあらゆる権力濫用を合法化し、世界の統一性と平和を危地に陥れるために」、「600 万人という神話」をはじめ数々の神話を捏造し、悪用してきたなどと論じている。もとより、シオニストやイスラエルの政策に対する批判それ自体は表現の自由の範囲内にあるといえるが<sup>11)</sup> パリ控訴院によると、「ユダヤ人のロビー (*lobby juif*)」という表現に見られるように、ガロディは政策の責任者 (*responsables*) であるシオニストおよびイスラエルと、その受益者 (*bénéficiaires*) であるユダヤ人とを常に混同している。そして、「(著書の) 知的水準」および「特に近東において持っているとされる被告人の影響力」を考えると、このような混同はユダヤ人共同体の名誉を毀損するものであるとされる<sup>12)</sup> これに対しガロディは、上告理由の中で、シオニストのロビー活動 (*lobbying*) が適法とされる以上、それに関する論述もまた適法であると主張したが、破毀院は、ロビー活動の目的が「世界の統一性と平和を危地に陥れる」権力濫用の正当化にあるとされていることから名誉毀損罪が成立するとして、上告を棄却している（上告番号 98-88201 の判決）。

ガロディがユダヤ人に対する名誉毀損罪に問われたもう一つの理由は、イスラエル

11) ガロディは本件以前にも人種に対する憎悪教唆罪と人種的名誉毀損罪で告訴されたことがあったが、そのときは無罪であった。人種的憎悪教唆罪に関しては、イスラエル国家およびシオニズム運動に対する批判にとどまるというのが無罪の理由とされている (cf. *Cassation criminelle*, 4 novembre 1987, non publié au bulletin)。

12) 上告番号 98-88201 の破毀院判決による要約。

とメナヘム・ベギンが国益のためクロード・ランズマン監督の記録映画『ショアー<sup>13)</sup>』に85万ドルを出資したとして、「ショアービジネス (shoah-business)」と非難したことである。ガロディは、「ショアービジネス」という言葉がすでにフランスの歴史家、ピエール・ヴィダル＝ナケらによって使用されている事実<sup>14)</sup>を挙げこれに反論した。しかしパリ控訴院は、ガロディはこの言葉をホロコーストの否定という文脈の中で使っており、そこでは、「政治的および金銭的な利益を得るため熟慮された歴史の偽造」という見方が示唆されているとして、反論をしりぞけている<sup>15)</sup>。

一方、人種的憎悪教唆罪（出版自由法24条6項）に問われたのは以下のパラグラフである。「今日、中心的な指導者が人種主義および反ユダヤ主義と闘う国際同盟（LICRA）によって構成されているロビーのメディア力（puissance médiatique）は、世論を意のままに操ることができるほどのものである。フランスのユダヤ人の人口はフランス人の約2%だが、シオニズムがテレビ、ラジオ、および日刊紙や週刊誌などの出版物においてメディアの多数を支配しており、映画——特にハリウッドからの侵略によって——や出版（拒否権を強制できる編集会議によって）が、『メディア』の財政的な摂政である広告と同様にユダヤ人の手中にある。」「オーケストラの隠れた指揮者の指揮棒にしたがっているかのように、コペルニクス通りのユダヤ教会堂への襲撃であろうと、カルパントラ墓地での冒瀆行為であろうと、レバノンへの侵略あるいはイラクの破壊であろうと、すべての『メディア』において同じ音楽が聞こえる。」パリ控訴院は、著者がここでもシオニストとユダヤ人を同一視することによって、ユダヤ人の共同体に対する拒絶と憎悪の感情を読者に生じさせると判示している<sup>16)</sup>。人種的憎悪教唆罪が成立するには、当該言説が憎悪、暴力あるいは差別を醸成する文言を含んでいる必要はなく、そのような感情を惹起しうるものであればよいというのが裁判所の見解である。

以上のような有罪判決に対し、ガロディは、欧州人権条約の保障する公正な裁判を受ける権利（6条）、思想・良心の自由（9条）および表現の自由（10条）などを侵

13) 映画『ショアー』については、鶴飼哲・高橋哲哉編『「ショアー」の衝撃』（未来社、1995年）を参照。

14) Cf. P. Vidal-Naquet, “Qui sont les assassins de la mémoire?” Réflexions sur le génocide. Les juifs, la mémoire et le présent, tome III, La Découverte 1995.

15) 上告番号 98-88203 の破毀院判決による要約。

16) 上告番号 98-88203 の破毀院判決による要約。

害されたとして、(98年10月31日に新しく発足した)欧州人権裁判所に申立てを行った。申立ての中で、ガロディは、シオニズムとイスラエルの政策を批判しただけであり、ナチスによる犯罪やユダヤ人に対する迫害は一切否定していないと主張した。これに対し、フランス政府は、欧州人権条約17条を適用して申立てを不受理とすべきであるという主位的主張を行った。

## 2. 判 旨

第四小法廷は全員一致でガロディの申立てをすべて不受理とする決定を下したが、ここでは表現の自由に直接関係する箇所の一部を訳出する。

### i. ホロコーストの存在に対する異議申立てを理由とする有罪判決について

〔略〕申立て人に対する有罪判決の原因となった著書は、ナチ体制によるユダヤ人の迫害、ホロコースト、ニュルンベルク裁判のような第二次世界大戦に関するいくつかの歴史的な事件を詳しく分析している。申立て人は多くの引用と参照に依拠しながら、これらの歴史的な事実の事実性、規模および重大性を再検討しているが、しかしこれらの事実は歴史家の間で論争の対象となっておらず、反対に明確に立証されている。国内の裁判所が〔略〕示したように、申立て人は、シオニズムとイスラエル国家の行動を政治的またはイデオロギー的に批判することにとどめるどころか、あるいは、否定主義の諸テーゼを客観的に説明し、ガス室という歴史的な事件に関する『公開の学術的討論』を要求するだけであるどころか、これらのテーゼを自分のものとし、実際には、ナチスがユダヤ人の共同体に対し行った人道に反する犯罪を徹底して再検討していると思われる。

ところで、申立て人がその著書の中で行っているように、ホロコーストのような明確に立証されている歴史的な事実の事実性に異論を唱えることが、真理の探究に類似する歴史研究の分野にまったく属するものでないことは疑いない。このようなアプローチの目的と結果はまったく異なっている。というのも、それは実際にはナチ体制の名誉を回復させるものであり、それゆえ、犠牲者自身が歴史を偽造していると非難するものだからである。こうして、人道に反する犯罪に対する異議の申立ては、ユダヤ人に対する人種的な名誉毀損と憎悪の扇動のもっとも先鋭な形態の一つであると思われ

る。この種の歴史的事実の否定または見直しは、人種主義と反ユダヤ主義とに対する闘いの根底にある諸価値を再び問題にするものであって、公の秩序をひどく混乱させる性質のものである。他者の権利を侵害しているので、このような行為は民主主義および人権と相容れるものでなく、行為者が条約17条によって禁じられているものと同類の目的を追求していることは異論の余地がない。

申立て人の著書の内容の大半と全体的な論調、それゆえその目的は否定主義の際立った特徴を有しており、したがって前文が表明している条約の基本的価値すなわち正義と平和に抵触すると、本裁判所は考える。表現の自由に対する権利を条約の文言と精神とに反する目的で行使することによって、申立て人は条約10条をその本来の目的(vocation)から遠ざけることを企てていると、本裁判所は考える。このような目的は、もしそれが容認されるならば、条約によって保障された権利と自由を破壊することに貢献するであろう。

それゆえ、人道に反する犯罪に対する異議申立て罪の構成要素については、条約17条の規定にしたがい、申立て人は条約10条の規定を利用することができないと本裁判所は判断する。

したがって、申立て人のこの部分は35条3項の意味において条約の規定と内容的に抵触しており、35条4項を適用して却下されるべきである。」

## ii. 人種に対する名誉毀損および人種的憎悪の教唆を理由とする有罪判決について

「(略)申立て人に宣告されたこれらの有罪判決は、条約10条1項によって認められた表現の自由の行使への公的機関の干渉と考えることができ、政府もこのことを否定していない。このような干渉が『法律』、すなわち、1990年7月13日の法律によって改正された1881年7月29日の法律24条6項および32条2項『によって定められて』いたと考える点で、当事者は一致している。

本裁判所は、このような干渉が条約の定める少なくとも二つの正当な目的、すなわち、『無秩序もしくは犯罪の防止<sup>17)</sup>』と『他の者の信用もしくは権利の保護』を追求するものであったと判断する。事実、申立て人が、1881年法の当該規定の目的は専

17) 仏文では《la défense de l'ordre et la prevention du crime》となっており、「秩序の保持および犯罪の防止」と訳すべきだが、ここでは英語の《for the prevention of disorder or crime》に対する訳を当てた。

断的な検閲制度を作ることであり、民主的社会において必要な措置ではないと主張するのは反対に、これらの規定はフランス国民の間の平穩を守ることを目指すものであると本裁判所は断言する（略）。

上述したことと同じ理由により（上記第 i パラグラフを参照）、そして著書の全体として否定主義的な論調を考慮して、本裁判所はこのような意見の表明が条約 10 条の規定により保護されうるのか重大な疑問を持った。確かに、イスラエル国家あるいは他のあらゆる国家の政策を批判することは疑いもなく本条の保護下にあるとしても、申立て人の言説はこのような批判にとどまるものでなく、実際には明白な人種主義的な目的を持っていることが認められる。

しかしながら、本件ではこの点について判断する必要はないと考える。なぜなら、いずれにせよ、申立てのこの部分は受理することができないからである。確かに、申立て人の著作物の内容を考えると、国内の裁判所が人種に対する名誉棄損および人種的憎悪の教唆について有罪とした理由は関連し、かつ十分であり、条約 10 条 2 項の意味において『民主的社会において必要な』干渉であったと考える。

このことから、条約 35 条 3 項および 4 項を適用し、申立てのこの部分は明白に根拠を欠いているものとして却下されるべきである。』

### 3. 考 察

ガロディ判決は、フランスの裁判所の有罪判決によって欧州人権条約 10 条<sup>18)</sup> の定める表現の自由が侵害されたとする個人の申立てを却下したものである。却下の理由は有罪判決の種類によって異なる。すなわち、「人種に対する名誉毀損および人種的憎悪の教唆を理由とする有罪判決」については、表現の自由の行使に対する制限が認められるための要件（10 条 2 項）を満たす——法律に規定されており、「無秩序も

18) 欧州人権条約 10 条は次のように定めている（編集代表・奥脇直也『国際条約集 2008 年版』（有斐閣、2008 年）332 頁）。「1 すべての者は、表現の自由に対する権利を有する。

（後略）2 1 の自由の行使については、義務および責任を伴い、法律で定める手続、条件、制限または刑罰であって、国の安全、領土保全もしくは公共の安全のため、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、他の者の信用もしくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、または司法機関の権威および公平性を維持するため民主的社会において必要なものを課することができる。」

しくは犯罪の防止のため」および「他の者の信用もしくは権利の保護のため」民主的  
社会において必要である——とされたのに対し、「ホロコーストの存在に対する異議  
申立てを理由とする有罪判決」の場合、申立て人にはそもそも表現の自由を主張する  
権利がないとされている。ホロコーストの否定または見直しが条約10条の保障を受  
けないことは、98年9月23日のルイドゥ・イゾルニ判決<sup>19)</sup>の傍論でも言及されて  
いたが、この点を立入って論じたのは本判決が初めてである。以下、ホロコースト否  
定論に対する欧州各国の対応を一瞥したうえで、判決の持つ意義について考察する。

### (1) ホロコースト否定論に対する欧州各国の対応

ホロコースト否定論 (négationnisme) とは、ナチス・ドイツによるユダヤ人大虐殺  
(ホロコースト, ショアー) の事実を否定する言説であり、前出のヴィダル＝ナケに  
よると、概ね次のような「極めて単純な原理」で構成されている<sup>20)</sup> (i)ホロコースト  
およびそれを象徴する道具である毒ガス室は存在しなかった。(ii)ナチスの「最終解決」  
構想とは東欧方面へのユダヤ人の追放を意味した。(iii)ナチズムのユダヤ人犠牲者の数  
はこれまで言われてきた数字 (600万人) よりも実際にはずっと少なく、数十万人で  
ある。(iv)第二次世界大戦の重大な責任はヒトラーのドイツにはない。ドイツはこの責  
任を例えばユダヤ人と共有する。そうでなければドイツにさえ責任は一切ない。(v)1930  
年代並びに40年代における人類の重大な敵はナチス・ドイツではなく、スターリン  
のソ連である。(vi)ホロコーストは連合軍の、主にユダヤ人の、それもとりわけシオニ  
ズムのプロパガンダによってでっち上げられたものである。ヴィダル＝ナケは、これ  
らの主張の中に、「ドイツ・ナショナリズム、ネオ・ナチズム、反共産主義、反シオ  
ニズム、反ユダヤ主義<sup>21)</sup>」などの諸イデオロギーを見出しているが、後述するように  
ガロディ判決ではネオ・ナチズムおよび反ユダヤ主義の危険性を重大視している。

ホロコースト否定論はこれまで主に欧米のネオ・ナチや極右勢力によって支持・信  
奉されてきたが<sup>22)</sup> 欧米諸国の対応は必ずしも一様ではない<sup>23)</sup> 大別すると、アメリカ  
合衆国やイギリスのように寛容な態度をとる国と、ドイツやフランスのように厳罰主

19) *Lehideux et Isorni c. France*, 23 septembre 1998. 本判決について、戸波江二ほか編『ヨー  
ロッパ人権裁判所の判例』(信山社, 2008年)416頁以下の解説(今関源成)を参照。

20) P・ヴィダル＝ナケ(石田靖夫訳)『記憶の暗殺者たち』(人文書院, 1995年)40～41頁。

21) 同上, 43頁。

義の国があるが、ここでは後者の具体例をいくつか紹介しよう。

ドイツでは、94年の刑法改正以前は、ユダヤ人の人間としての尊厳を侵害するいわゆる「重大なアウシュヴィッツの嘘」についてのみ、民衆扇動罪が適用されていたが、改正により、「単純な嘘」を直接処罰する130条3項の規定を新設している<sup>24)</sup>。オーストリアにはナチズムの禁止に関する45年5月8日の憲法律があり、裁判所はユダヤ人虐殺を正当化しあるいは矮小化する言動を「国家社会主義の目的に仕える」(3g条)行為とみなし、処罰の対象としていたが、92年の法改正で、ナチ体制による人

22) 近年、ホロコースト否定論は、「独自のネットワーク、集合体、パブリックフォーラム、政治宣伝機構、疑似科学的雑誌を有する国際的運動に発展してきて」おり(ロバート・S・ウィストリヒ(芝健介訳)、「ホロコースト否定論」ウォルター・ラカー編(井上茂子ほか訳)『ホロコースト大事典』(柏書房、2003年)572頁)、旧共産圏やイスラム世界などにも浸透しつつあるようである(同上、571頁以下)。そして、日本にもその同調者がいることが95年のマルコ・ポーロ事件で明るみになった(松浦寛「ロベール・フォリソンと不快な仲間たち——歴史修正主義の論理と病理」『上智大学仏語・仏文学論集』34号(上智大学仏文学科、1999年)105頁以下。関連して、梶村太郎ほか『ジャーナリズムと歴史認識』(凱風社、1999年)を参照)。ホロコースト否定運動のこのような国際的な展開に対し、国連総会は、戦後60周年に当たる2005年11月1日に採択した決議(Résolution A/RES/60/7)の中で、「ホロコーストは、すべての民族にとって、憎悪、不寛容、人種差別および偏見の危険性を永遠に想起させるものである」ことを再確認しつつ、アウシュヴィッツ強制収容所が解放された1月27日を「ホロコースト犠牲者国際追悼デー」とすること、ホロコーストの教訓を将来の世代の心に刻む教育プログラムの策定を加盟国に求めること、およびホロコーストという史実の全面的または部分的否定を拒絶することなど、全六項目の意思表示を行った。さらに2007年1月23日の決議(Résolution A/61/L.53)では、ホロコーストの否定を無条件に非難するとともに、国連の全加盟国に対し、ホロコーストの否定もしくはそのための活動を無条件に拒絶するよう強く勧告している(ただし、勧告には法的拘束力がない)。

23) 欧州では90年代後半以降、欧州連合や欧州評議会を中心に加盟国間の協力・連携の強化に向けた取組みがなされているが、立入らないでおく(cf. S. Gil, "Coopération policière et judiciaire en Europe", Commission nationale consultative des Droits de l'homme, La lutte contre le négationnisme, La documentation française, 2003, pp.81 et s.)。

24) 処罰の対象となるのは、「公然とまたは集会において、公共の平穩を害するのに適した方法」により行われるホロコーストの是認・否定・矮小化である(楠本孝『「アウシュヴィッツの嘘」に対する各国の刑事立法について』『法学セミナー』1997年10月号31頁以下)。ドイツの動向については、楠本孝「ドイツ連邦共和国における『アウシュヴィッツの嘘』発言に対する刑事規制の成立と展開』『関東学院法学』第5号第2号(関東学院大学法学会、1996年)99頁以下、川口浩一『「アウシュヴィッツの嘘」とドイツ司法——デッケルト事件判決について——』『奈良法学会雑誌』第7巻3・4号(奈良産業大学法学会、1995年)155頁以下などを参照。

道に反する犯罪を否定し、矮小化し、是認し、もしくは正当化しようとする行為を処罰する規定（3h条）が追加された<sup>25)</sup> またスイスでは、94年の法改正によって、人道に反する犯罪を否定し、甚だしく矮小化し、あるいは正当化しようとする行為を処罰する規定（刑法261条の2、軍刑法171条c）を置いている<sup>26)</sup> ベルギーでは、95年に、第二次世界大戦中のドイツ・ナチ体制によるジェノサイドを否定し、矮小化し、正当化し、あるいは是認する行為を処罰する法律が制定されている<sup>27)</sup> ルクセンブルクでも、97年の刑法改正により、45年8月8日の国際軍事法廷規約において定義された戦争犯罪もしくは人道に反する犯罪の存在に異議を申立て、またはこれを矮小化し、正当化しもしくは否定する行為を処罰する規定（457条の3）が設けられている<sup>28)</sup>

## (2) フランスにおけるゲソ法の制定

このように欧州では、90年代に入り、ホロコースト否定論の主張を法令で直接禁止する国があらわれているが<sup>29)</sup> その先鞭をつけたのが、90年にいわゆるゲソ法<sup>30)</sup> —— 提案者の名前をとってそう呼ばれる —— を制定したフランスである<sup>31)</sup> 同法は、その名称にあるように、「あらゆる人種差別的、反ユダヤ主義的もしくは排外

25) cf. W. Strasser et F. Oppitz, "Le discours raciste et sa répression en droit autrichien", *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, no. 46, 2001, pp. 305 et s.; European commission against racism and intolerance, *Legal measures to combat racism and intolerance in the member States of the Council of Europe (Austria)*. (本文書は、欧州評議会のホーム・ページ (<http://www.coe.int>) から入手できる。)

26) Cf. H. Mock, "Le discours raciste et la liberté d'expression en Suisse", *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, no. 46, 2001, pp. 469 et s.

27) Cf. M. Imbleau, *La négation du génocide nazi. Liberté d'expression ou crime raciste?* L'Harmattan, 2003, pp. 50-51.

28) Cf. European commission against racism and intolerance, *Legal measures to combat racism and intolerance in the member States of the Council of Europe (Luxembourg)*. (本文書は、欧州評議会のホーム・ページ (<http://www.coe.int>) から入手できる。)

29) チェコ、ポルトガル、ポーランド、ルーマニア、リヒテンシュタインなどにも処罰規定が置かれているようである。なお、スペインにもホロコーストを否定する言説を処罰する規定があったが、表現の自由を侵害し違憲であるとする憲法裁判所の判決 (Pleno, Sentencia 235/2007) が2007年11月7日に出されている。

30) *Loi n° 90-615 du 13 juillet 1990 tendant à réprimer tout acte raciste, antisémite ou xénophobe*, J. O., no. 162 du 14 juillet 1990, p. 8333.

主義的な行為を禁止する」ことを目的としており、その一環として、出版自由法 24 条の 2 (邦訳は前出) を設ける規定 (9 条) が置かれている。

ところで、「ホロコーストの存在に対する異議申立て罪」の新設をめぐるのは、議会の審議過程において意見が激しく対立した<sup>32)</sup> まず、反対派の主張は概ね次のとおりである<sup>33)</sup> (a) ゲン法 9 条は、国家にとって望ましくない意見の表明を禁じている。それは言論犯罪 (*délit d'opinion*) という概念<sup>34)</sup> を導入することを意味するものであって、表現の自由の侵害である。いかなる言論であれ、言論によって対応するというのが民主主義の鉄則である。(b) 全体主義体制と異なり、リベラルな体制の下では、国家が歴史的真理 (*vérité historique*) を公定し、それと相反する説を排斥することは許されない。歴史的真理への到達のためには、研究および論争の自由が保障されなければならない。(c) ホロコースト否定論の批判は歴史家の手に委ねるべきである。国家が禁圧すれば、否定論者は殉教者の扱いを受け、「禁止するのは科学的に反論できないからだ」という誤解を招くことになる。(d) ホロコースト否定論の規制は現行法によっても可能である<sup>35)</sup> (e) 人道に反する犯罪の中で、ホロコーストだけを特別扱いすることは平等原則に反する。

これに対し、賛成派は次のように反論した<sup>36)</sup> (a) ホロコーストの否定は人種主義の

31) フランスの動向については成嶋隆教授による紹介がある (成嶋隆 「反ユダヤ主義」との闘い——フランスの経験」『法政理論』27 卷 3・4 号 (新潟大学法学会, 1995 年) 239 頁以下, 同 「反ユダヤ主義との闘い——フランスとカナダの経験」比較憲法史研究会編 『憲法の歴史と比較』 (日本評論社, 1998 年) 177 頁以下)。

32) ゲン法 9 条をめぐる争点を整理したものとして, cf. J.-Ph. Feldman, “Peut-on dire impunément n’importe quoi sur la Shoah ? (De l’article 24 bis de la loi du 29 juillet 1881)”, *Revue de droit international et de droit comparé*, no. 75, 1998 pp. 258 et s.

33) 主な反対論者として, M.-F. ステルボワ (Assemblée nationale, 2 mai 1990, *J. O. Débats*, pp. 931-934; Assemblée nationale, 28 juin 1990, *J. O. Débats*, pp. 3125-3127.) や J・トゥーボン (Assemblée nationale, 2 mai 1990, *J. O. Débats*, pp. 954-956.) などが挙げられる。

34) P・ロランによると, 《*délit d'opinion*》は法的には, 「公権力または裁判官によって有害と判断されたこと以外に何も考慮することなく意見の表明を禁じること」と定義される (P. Rolland, “Du délit d’opinion dans la démocratie française”, *Pouvoir et Liberté Etudes offertes à Jacques Mourgeon, Bruylant*, 1998, p. 649)。

35) ホロコースト否定論者に対する人種的名譽毀損罪の適用例について, cf. A. Donnet, “Le délit de révisionnisme. Etude de l’article 9 de la loi française du 13 juillet 1990 tendant à réprimer tout acte raciste, antisémite et xénophobe, ainsi que de la jurisprudence antérieure”, *Annales de droit de Louvain*, 1993, pp. 435 et s.

表明であり、現代における反ユダヤ主義の主要な媒体である。それは犯罪であり、表現の自由によって保障される意見ではない。(b)9条が禁じているのは厳然たる歴史的事実を否定する言説である。事実についての解釈は禁止の対象外であるから、歴史的真理を公定するものではない。(c)ホロコースト否定論者の目的は真理の探究ではなく、反ユダヤ主義の称揚であるから、その非学問性を批判してもあまり意味がない。(d)否定論者は処罰を免れるべく慎重に行動するので、法律の不備を埋める必要がある<sup>37)</sup> (e)我々には、ホロコーストの経験を記憶にとどめ、それを後世に伝える義務がある。

法案は、下院による可決、上院での審議の打ち切り、下院による再可決、上院での審議の打ち切りという紆余曲折のすえ<sup>38)</sup> 下院による三度目の可決によってようやく成立したが、憲法院に審査が付託されなかったため、フランス人権宣言11条<sup>39)</sup>との適合性については憲法院の判断が示されなかった<sup>40)</sup> 他方、欧州人権条約10条との適合性については、「無秩序の防止および他の者の権利の保護のため<sup>41)</sup>」、あるいは「道徳の保護および他の者の権利の保護のため<sup>42)</sup>」民主的社会において必要な制限措置で

36) 主な賛成論者として、P・アルペランジュ法相 (Assemblée nationale, 2 mai 1990, J. O. Débats, p. 905.; Sénat, 11 juin 1990, J. O. Débats, pp. 1446-1447) や J・J・ゲン (Assemblée nationale, 2 mai 1990, J. O. Débats, p. 955) などが挙げられる。

37) 89年5月29日のパリ大審裁判所は、殺人用のガス室の存在の問題について留保するだけではユダヤ人に対する憎悪教唆罪は成立しないと判示している (cf. B. de Lamy, *La liberté d'opinion et le droit pénal*, L. G. D. J., 2000, p. 372.)。

38) 上院が審議を打ち切った理由の中には、①ホロコーストの存在に対する異議申立て罪の新設は公認の歴史的真理を樹立し、言論犯罪を設けることにつながる事、②ホロコースト否定論者による歴史の偽造は、それが現行法に抵触しない限り、論証されるべきであって、刑法上禁止されるべきでないこと、などが含まれる (cf. Sénat, 11 juin 1990, J. O. Débats, p. 1461, 29 juin 1990, J. O. Débats, p. 2312.)。

39) フランス人権宣言11条は、「思想および意見の自由な伝達は、人のもっとも貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、法律により定められた場合にこの自由の濫用について責任を負うことを除き、自由に述べ、書き、印刷することができる。」と定める。

40) なお、憲法学説では合憲説 (M. Troper, “La loi Gayssot et la Constitution”, *Annales HSS*, 1999, pp. 1239 et s.; P. Wachsmann, “Liberté d'expression et négationnisme”, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 2001, pp. 585 et s.) が多数を占めるが、違憲説 (B. Mathieu, “La liberté d'expression en France: de la protection constitutionnelle aux menaces législatives”, *Revue du droit public*, 2007, pp. 251 et s.) も有力である。

41) Cassation criminelle, 23 février 1993, *Bulletin criminel*, no. 86.

42) Cassation criminelle, 20 décembre 1994, *Bulletin criminel*, no. 424.

あるとして、適合性を肯定する破毀院の判例が確立している。

### (3) ガロディ判決の意義

欧州人権裁判所が、欧州人権条約 17 条<sup>43)</sup> を根拠に同 10 条の保護対象から除外したのは、直接には、ガロディが著書の中で述べたホロコーストの事実を否定する見解である。しかし、彼の見解は他の否定論者の主張と基本的に同じであり、目新しい点はないことから、本判決の射程範囲を本件に限定すべき理由はないと思われる。

本件以前にも、フランス、ドイツ、ベルギーやオーストリアにおけるホロコースト否定論の規制に対して、個人の申立てが提起されているが、欧州人権委員会（当時）は一貫して不受理の決定を出している<sup>44)</sup>。ただし、不受理の理由は当該規制が条約 10 条に違反しないというものであり、申立て人たる否定論者には表現の自由を主張する権利が認められている。たしかに、初期の少数の例外を除き、これらの決定でも 17 条に言及しているが、それは、規制が「民主的社会において必要な措置」（10 条 2 項）であることを論ずる文脈においてである。しかし、17 条をこのようにもっぱら、「特定の権利の制限の必要性を論証するための解釈原理」<sup>45)</sup> として用いることに対しては、90 年代における極右勢力の台頭を念頭に置いて同条の再評価を主張する一部の学説<sup>46)</sup> から疑問の声が挙がっていたのであり、ガロディ判決はこうした批判に応えるものといえることができる。

さて、ガロディ判決が参照判例として引用するのが 61 年 7 月 1 日のローレス判決<sup>47)</sup> であるが、この判決では、17 条の規定から、「何人も、（条約において認められ

43) 欧州人権条約 17 条は次のように定めている（奥脇・前掲書（注 18）333 頁による）。「この条約のいかなる規定も、（略）個人が、この条約において認められる権利および自由を破壊（略）することを目的とする活動に従事またはそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。」

44) その嚆矢は、ユダヤ人虐殺を嘘と主張するパンフレットの掲示をドイツの裁判所が禁じた民事事件に関する 82 年 7 月 16 日の決定である。なお、全部で 10 件以上にのぼる欧州人権委員会の決定について、cf. Imbleau, *op. cit.*, note 27, pp. 84-102.

45) G. Cohen-Jonathan, “Abus de droit et libertés fondamentales”, *Au Carrefour des droits : mélanges en l’honneur de Louis Dubouis*, Dalloz, 2002, p. 527.

46) S. V. Drooghenbroeck, “L’article 17 de la convention européenne des droits de l’homme est-il indispensable?”, *Revue trimestrielle des droits de l’homme*, 2001, pp. 563 et 565.

47) *Lawless v. Ireland*, 1 July 1961. 本判決について、戸波・前掲書（注 19）167 頁以下の解説（戸田五郎）を参照。

る——引用者) 権利および自由の破壊を目的とする行為を行うために条約の諸規定を利用することが許されてはならない」(第7節)という原則を導出している。なお、ここにいう「権利および自由の破壊 (destruction) を目的とする行為」とは単なる特定の権利・自由の侵害 (infraction) ではなく、「条約上の権利・自由の総体が発展していくために必要な諸条件<sup>48)</sup>」(傍点は原文では斜字体) を損なうことを目的とする行為をいうものと解されている。

では、ホロコースト否定論者のねらいが「条約によって作られた社会の『土台 (socles)』<sup>49)</sup> を破壊することにあるとされる根拠は何であろうか。ガロディ判決における議論の出発点は、ナチスによるユダヤ人の大虐殺が明確に立証されている事実だということである。もとより、大虐殺の詳しい原因および経緯や犠牲者の正確な数など、今なお研究者の間で意見・解釈の分かれる論点が存在する<sup>50)</sup>。しかし大虐殺の事実そのものは、「第三帝国の公文書、ナチ犯罪人による陳述、ユダヤ人生存者による目撃証人報告、日記、回想録、裁判法廷の証拠の山等<sup>51)</sup>」によってすでに実証済みとされている。この点については、「月はロックフォールチーズで出来ているなどと断言する『研究者』がいると仮定して、一人の天体物理学者がその研究者と対話するような光景を想像できるだろうか。歴史修正主義者(ホロコースト否定論者のこと——引用者)たちが位置しているのは、このようなレベルなのだ<sup>52)</sup>」というヴィダル＝ナケの言葉が想起されるべきである。そして、もしその通りだとすれば、ホロコーストの事実に異論を唱える見解は歴史学の範疇外ということになろう<sup>53)</sup>

ただ、ホロコースト否定論者の主義主張が荒唐無稽の戯言にすぎないのであれば、

48) S. V. Drooghenbroeck, “L'article 17 de la convention européenne des droits de l'homme : incertain et inutile?”, H. Dumont et al (dir.), Pas de liberté pour les ennemis de la liberté?: groupements liberticides et droit, Bruylant, 2000, p. 163.

49) Ibid.

50) 参照、芝健介『ホロコースト』(中央公論新社, 2008年) 230頁以下。

51) ウィストリヒ, 前掲論文(注22) 565頁。

52) ヴィダル＝ナケ, 前掲書(注20) 9頁。またアメリカ合衆国のホロコースト史家, デボラ・E・リップシュタットも, 「それ(ホロコーストがあったかなかったかを論じること——引用者)は例えば, 古代ローマの研究者がローマ帝国が存在したかどうかを論争したり, フランス史家がフランス革命の起きたことを証明したりするのと, 同じである」と揶揄している(デボラ・E・リップシュタット(滝川義人訳)『ホロコーストの真実——大量虐殺否定者たちの嘘ともくろみ 上』(恒友出版, 1995年) 20頁。

単に嘲笑すれば済む話であり、深刻に受けとめる必要はないともいえる。欧州人権裁判所が彼らの言説を問題視するのは、真理の探究という口実の裏に、「ユダヤ人による歴史の偽造に対する非難」と「ナチ体制の名誉回復」という真の目的 (objectif) および結果 (aboutissement) を見出すからである。すなわち、前者の「ホロコーストの捏造」という誹謗・中傷——これはいわゆるユダヤ人陰謀説の一つの典型である——は、犠牲者の尊厳を蹂躪するだけでなく、ホロコーストの記憶の中で生きる多くのユダヤ人の名誉を傷つけるとともに、一般市民の反ユダヤ感情を激しく煽り立てる危険性があろう。

だが、ホロコーストの否定が、ガロディが著書の中で発した他の反ユダヤ的言説——欧州人権裁判所は、躊躇しながらも、それを条約 10 条の問題として扱っている——と異なる点は、それが「ユダヤ人に対する人種的な名誉棄損と憎悪の扇動のもっとも先鋭な形態の一つ」(傍点は引用者) であるということだけではない。それには、「ナチズムに無罪を宣告すること<sup>54)</sup>」というもう一つの側面がある。仮に、歴史上唯一無比とされるホロコーストがなかったとすれば、ナチズムの犯罪性が——消滅しないまでも——大幅に軽減されることになるのは明らかである。詰まるところ、それは判決のいう「ナチ体制の名誉回復」を意味するが、このような「ナチズムの間接的な擁護<sup>55)</sup>」という性格こそが、条約 17 条の適用を導く——峻烈な反ユダヤ主義的性格とならぶ——実質的な根拠に他ならない。

ところで、ゲソ法 9 条 (出版自由法 24 条の 2) については、国連の規約人権委員会でも 96 年 11 月 8 日に見解<sup>56)</sup> を出している。それによると、通報者 (ロベール・フォリソン) の表現の自由に対する制限は自由権規約 (「市民のおよび政治的権利に

53) ホロコースト史家によるホロコースト否定論への批判の一例として、永岑三千輝「アウシュヴィッツ否定論の虚妄性」『経済学季報』45 卷 3・4 号 (立正大学経済学会, 1996 年) 1 頁以下。なお、「歴史=客観的に再構成された過去」という見方を前提とせずに、ホロコースト否定論の非歴史学性を明らかにしたものとして、ロバート・イーグルストン (増田珠子訳) 『ポストモダニズムとホロコーストの否定』(岩波書店, 2004 年)。

54) Wachsmann, op. cit., note 40, p. 589.

55) Troper, op. cit., note 40, p. 1253.

56) CCPR/C/58/D/550/1993. 本見解について、中井伊都子「ゲッソ法事件」『国際人権』9 号 (国際人権法学会, 1990 年) 72 頁以下、藤本晃嗣「自由権規約の制限条項に対する一考察 (2・完)」『国際公共政策研究』8 卷 1 号 (大阪大学国際公共政策学会, 2003 年) 146 頁以下。

関する国際規約) 19条3項<sup>57)</sup> に違反しないとされる。委員会は、フォリソンの発言をユダヤ人の権利に対する侵害ととらえ、表現の自由に関する一般的な判断基準に依拠して審査を行っており<sup>58)</sup> 自由権規約5条1項——その法文は欧州人権条約17条とはほぼ同じである——を適用して通報を不受理とすべきであるというフランス政府の主位的主張はしりぞけられている。また、ここでは、ゲソ法を「本事実とは別の状況」に適用した場合に規約違反となる可能性が示唆されている。この問題は複数の個別意見で取上げられており、例えば、エヴァット、クレツマーおよびクラインによると、法律の文言が包括的であり、論者の意図・目的や公表の与える効果（反ユダヤ主義を扇動する傾向）が犯罪の成立要件とされていないが、「反ユダヤ主義の扇動から免れて生きる権利」の保護という目的はより極端でない規定によっても達成しえたから、比例性のテストをクリアしないという。

この規約人権委員会の見解に比べると、ホロコースト否定論に対する欧州人権裁判所の峻厳な態度は際立っているといえよう。そして、ナチズムの衝撃と共産主義の脅威という当時の時代状況の中で制定された条約17条の趣旨が、「全体主義者がその目的を遂げるため人権条約を悪用しないように防止すること」<sup>59)</sup>にあるとすれば、ガロディ判決は、旧西ドイツ連邦憲法裁判所によって解散を命じられたドイツ共産党の申立てを不受理とした57年7月20日の欧州人権委員会決定<sup>60)</sup>と軌を一にしており、「まさに17条の原点に立ち戻る<sup>61)</sup>」ものといえよう<sup>62)</sup>。そこにホロコーストを直接経

57) 自由権規約19条は次のように定めている（公定訳による）。「1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。（略）3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。(a)他の者の権利又は信用の尊重 (b)国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」

58) 委員会によると、第一に、当該制限は90年7月13日の法律で規定されている。第二に、通報者の発言は、それを全体の文脈の中で読むと、反ユダヤ感情を高揚させ、もしくは強化する性質を有するため、制限は、ユダヤ人の共同体が反ユダヤ主義の雰囲気に対する恐怖から免れて生きることを尊重することに仕える。したがって、それは規約19条3項(a)の下で許容される。第三に、制限が必要であるというフランスの主張の有効性を突き崩す議論が委員会の前でなされていないので、制限は規約19条3項の意味において必要である。

59) A. Spielmann, “La convention européenne des droits de l’homme et l’abus de droit”, Mélanges en hommage à Louis Edmond Pettit, Bruylant, 1999, p. 681.

60) Parti communiste c. République fédérale d’Allemagne, 20 Juillet 1957.

験したヨーロッパ固有の事情が横たわっているのは確かであるが、問われているのは、『自由の敵』にどこまで寛容であるべきか』という、すぐれて原理的な問題である。

---

61) D. Roets, “Epilogue européen dans l’affaire Garaudy : les droits de l’homme à l’épreuve du négationnisme”, Recueil Dalloz, 2004, p. 241.

62) 欧州人権裁判所はホロコースト否定論以外にも、条約の宣言する諸価値と衝突する言説について17条を適用し、表現の自由の保障を否定している (cf. *W. P. and Others v. Poland*, 2 September 2004 ; *Norwood v. the United Kingdom*, 16 November 2004 ; *Witzsch v. Germany*, 13 December 2005.)。

# 略 歴

## 学 歴

- 昭和二九年一〇月一七日 大阪市に生まれる  
昭和四八年三月 大阪府立大手前高等学校卒業  
昭和四八年四月 京都大学法学部入学  
昭和五三年三月 同 卒業（法学士）  
昭和五三年四月 京都大学大学院法学研究科修士課程入学  
昭和五五年三月 同 修了（法学修士）  
昭和五五年四月 京都大学大学院法学研究科博士後期課程進学  
昭和五八年三月 同 指導認定退学

## 職 歴

- 昭和五八年四月一日 京都大学法学部助手  
昭和五九年四月一日 愛媛大学法文学部助手  
昭和六〇年一〇月一日 愛媛大学法文学部講師  
昭和六二年一〇月一日 愛媛大学法文学部助教授  
平成六年四月一日 愛媛大学教授

平成二〇年 一月七日 逝去

瑞宝小綬章を受章

### 研究歴

平成元年八月一日から平成三年七月三一日

ロータリー奨学金交付（ナンシー第二大学、パリ政治学院）

「モーリス・バレスのナシヨナリズム研究

## 著作目録

### 一著書

単著

中世君主制から近代国家理性へ

共著

ザ・カルチュアバンク

権威と反抗

平成一九年

成文堂

昭和五九年

飯田経夫他監修 P H P 研究所（ナポ

レオン、プルードン、ソレルの解説）

昭和六三年

L・クリーガー他 平凡社（P・N・

スターンズ「プロテスト運動」の解説）

現代政治を解説する

平成 二年

岡本幸治・木村雅昭編著 ミネルヴァ  
書房（「権力と反抗―権力論」）

現代民主主義と歴史意識

平成 三年

京大政治思想史研究会編 ミネルヴァ  
書房（「モーリス・バレスのナシヨナ  
リズム思想―ドレフュス事件を中心に  
して―」）

現代フランス政治史

平成 九年

渡辺和行・南充彦・森本哲郎 ナカニ  
シヤ出版（「前期第三共和制（一八七  
〇―一九一四）」、「現代フランスの政  
治状況」）

国家と民族を問いなおす

平成 一一年

木村雅昭・廣岡正久編著 ミネルヴァ  
書房（「国家・民族をめぐるフランス  
の問題状況―移民、ヨーロッパ統合、  
地域主義に揺れるフランスのアイデン  
ティティー」）

二 学術論文

ジオルジュ・ソレルの社会主義思想（一）

昭和五八年

法学論叢 第一一四卷第三号

ジオルジュ・ソレルの社会主義思想（二）完

昭和五九年

法学論叢 第一一四卷第五号

モーリス・バレスの精神的彷徨

昭和六二年

愛媛法学会雑誌 第一三卷第二号

バレスとブーランジスム

昭和六二年

愛媛法学会雑誌 第一四卷第一・二合

併号

フランスの日本観―『ル・モンド』を素材にして―

平成 元年

『外国と地方からみた日本の国際化』

愛媛大学「国際化」問題研究会

悲劇と現代社会

平成 元年

愛媛法学会雑誌 第一六卷第一号

現代フランスの一断面―移民問題と極右政党の台頭を中

平成 四年

愛媛法学会雑誌 第一八卷第四号

心に―

君主制の歴史―フランス中世を中心にして―

平成 四年

愛媛法学会雑誌 第一九卷第三号

近世における《君主的Ⅱ王朝的王権》

平成 五年

愛媛法学会雑誌 第二〇卷第二号

「ウチナーンチュ」意識とは何か? (一) (共著)

平成 一年

愛媛大学法文学部論集総合政策学科編 第七号

第七号

「ウチナーンチュ」意識とは何か? (二) 完 (共著)

平成 二年

愛媛大学法文学部論集総合政策学科編 第九号

第九号

近代的国家理性とは何か

平成 一六年

愛媛法学会雑誌 第三一卷第一・二号

合併号

### 三 小 論

200周年を迎えるフランス革命

昭和六二年

潮 第三三九号

青島幸男・横山ノック両氏の知事当選―不可欠な政治理念とヴィジョン	平成七年	時事評論(石川) 第四九五号
政権交代の予感あり―参院選自民党惨敗	平成一〇年	えひめ雑誌 第一一巻第八号
高知県の非核港湾条例化	平成一一年	愛媛新聞
平和と安全	平成一一年	愛媛新聞
コンボ紛争―「非人道的な」人道的介入の必要性	平成一一年	愛媛新聞
国歌について	平成一一年	愛媛新聞
憲法と平和	平成一一年	愛媛新聞
平和主義と平和	平成一一年	愛媛新聞
アジアの平和と日本	平成一一年	愛媛新聞
憲法改正	平成一二年	愛媛新聞
複眼的思考のすすめ	平成一二年	愛媛新聞
対イラク戦争	平成一五年	海南eタイムズ 第一号
イラク復興支援	平成一五年	海南eタイムズ 第八号
戦争経験の風化について	平成一五年	海南eタイムズ 第一四号
石原都知事発言について	平成一五年	海南eタイムズ 第二一号
自衛隊のイラク派遣と憲法前文	平成一六年	海南eタイムズ 第二八号
国連幻想について	平成一六年	海南eタイムズ 第三四号

- イラク人質事件について  
 小泉首相の再訪朝について  
 イラク問題再考  
 中国との付き合い方  
 イラクの大量破壊兵器  
 ウクライナ大統領選挙に思う  
 国境について  
 フランス映画に見る破滅する時間と情念
- 自衛隊のイラク復興支援活動  
 「中国問題」について  
 小中学校の歴史教育  
 神風とKamikaze  
 レトリックと政治  
 「民意」の政治学的考察  
 定義遊び  
 戦争と文化  
 言葉は現実を裏切る
- 平成一六年 海南eタイムズ 第四二号  
 平成一六年 海南eタイムズ 第四八号  
 平成一六年 海南eタイムズ 第五五号  
 平成一六年 海南eタイムズ 第六一号  
 平成一六年 海南eタイムズ 第六七号  
 平成一六年 海南eタイムズ 第七五号  
 平成一七年 海南eタイムズ 第八一号  
 平成一七年 国際地域間交流のためのコミュニケーション  
 ションの教育・研究  
 平成一七年 海南eタイムズ 第八八号  
 平成一七年 海南eタイムズ 第九五号  
 平成一七年 海南eタイムズ 第一〇二号  
 平成一七年 海南eタイムズ 第一〇九号  
 平成一七年 海南eタイムズ 第一一六号  
 平成一七年 海南eタイムズ 第一二三号  
 平成一八年 海南eタイムズ 第一三〇号  
 平成一八年 海南eタイムズ 第一三六号  
 平成一八年 海南eタイムズ 第一四三号

国家の文明史的考察

平成一八年

海南eタイムズ 第一四九号

四 翻訳

P・N・スターンズ「プロテスト運動」

昭和六三年

L・クリーガー他 権威と反抗 平凡社

原著は P. N. Stearns, "Protest Movement" in *Dictionary of the History of Ideas* (1968-74)

ウイリアム・ローグ『フランス自由主義の展開 1870-1914—哲学から社会学へ—』(共訳)

平成一〇年

ミネルヴァ書房  
原著は William Logue, *From Philosophy to Sociology* (1983)

五 その他(翻訳の改訳)

ヘンリー・キッシンジャー『外交』第六刷改訳版(上・

平成一〇年

日本経済新聞社  
原著は Henry Kissinger, *Diplomacy* (1995)

下)